省令

○経済産業省令第八十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（容器検査の申請） **第四条**　法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長））、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。 **様式第1**（第4条関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］ **様式第2**（第9条関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］ **様式第3**（第14条関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］	（容器検査の申請） **第四条**　法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容器の所在地（容器製造業者の製造する容器については事業所の所在地、輸入をした容器については容器の陸揚地。第六十九条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。 **様式第1**（第4条関係） ［略］ 産業保安監督部長 （都道府県知事）　殿 高圧ガス保安協会 指定容器検査機関 ［略］ **様式第2**（第9条関係） ［略］ 産業保安監督部長 （都道府県知事）　殿 高圧ガス保安協会 指定容器検査機関 ［略］ **様式第3**（第14条関係） ［略］ 産業保安監督部長 （都道府県知事）　殿 高圧ガス保安協会 指定容器検査機関 ［略］